

第4次-2

地制調発第50号

昭和32年10月18日

内閣総理大臣

岸 信 介 殿

地方制度調査会会長

前 田 多 門

地方制度の改革に関する答申

昭和27年12月17日付諮問に基き、府県制度を中心とする
地方制度の根本的改革について、別紙のとおり、答申いたします。

なお、当調査会における少数意見を、参考のため、添付いたし
ます。

地方制度の改革に関する答申

当調査会は、さる昭和28年10月地方制度の改革に関しとりあえず当面とるべき措置について答申を行なって以来、引き続き、わが国独立後の自立体制確立の方針に即応して、日本国憲法の基本理念に基き、現行地方制度全般にわたる根本的改革の検討に着手した。この間、悪化の一途をたどりつつあった地方財政の窮状を打開する必要に当面したので、昭和30年11月、同年12月及び昭和31年12月の3回にわたり、地方財政の改善方策について答申することとなり、ために、現行地方制度の根本的改革の検討を一時中止するのやむなきに至った。その後、当調査会は、本年2月以降本問題の本格的検討を開始し、今日まで府県制度を中心として現行地方制度の全般にわたり審議してきたが、ようやく結論に到達したので、ここに、府県制度を中心とする地方制度の根本的改革について答申する。

第1 地方制度改革の基本方針

社会、経済、文化等の進展に伴い、現代国家においては、国民生活の安定向上を図るための行政の任務が、質量ともに著しく増大するに至った。しかも、これらの任務の達成にあたっては、行政は、地方の実情に即しつつ、全国を通じてある程度まで統一的に、また一定の水準を保って実施されることが必要であるため、国と地方公共団体が協同して、このような行政上の要請に応えなければならないこととなってきた。同時に、このような行政の機能を充実させるために多額の財政需要を生ずることとなったが、これをわが国情に即して極力国民負担の軽減を図りながら実現するためには、国及び地方を通じて合理的な行政制度を確立し、行政の経済化、効率化を強く推し進めなければならない。特に、今後におけるわが国経済の均衡ある発展、国民生活水準の向上を期するためには、限られた国土及び資源の最高度の開発利用、各種産業立地条件の整備等の諸施策を強力にかつ

効果的に推進することが不可欠の要件であり、このような要請に応えうるような地方制度、なかんずく、広域的な地方行政組織の確立を図ることが緊要であると考えられる。

更に、基礎的地方公共団体たる市町村の行財政能力が、大都市においてはつとに著しい充実をみているが、一般の市町村においても、町村合併のめざましい進捗により、近時画期的に充実されてきた事実を看過することができない。このような事態に即応しつつ、日本国憲法の基本理念に基き、地方自治をより一層進展させて市町村を充実強化するという見地からも、わが国地方制度の再検討が必要と考えられるに至っている。

前に述べた要請に対して、現在の府県の区域は、明治以来60余年間における社会、経済、文化等の著しい、しかも地域的に不均衡な発達の結果、今日における地方行政運営のためには必ずしも適当な区域とは称しえない状態にある。すなわち、府県の間で近代的行政遂行上の必要な能力に顕著な不均衡を生じており、資源の開発、国土の保全等の広域行政事務を合理的に処理するためには、現在の府県の区域は狭あいに過ぎる場合が多く、更に、近代的な高度の行政の能率的運営及び行政経費の節減の見地からも、より広域において行政事務を処理することが合理的であると考えられる。

また、府県の事務は、いわゆる国家的性格を有するものがその大半を占め、行政のすう勢は、いよいよこの傾向を進めるものと考えられるにもかかわらず、戦後行なわれた府県の性格の変更とこれに伴う知事公選をはじめとする一連の府県の制度に関する改革は、国との協同関係を確保し全国的に一定の水準の行政を保障するうえに欠けるうらみなしとしない。その結果、国の地方出先機関の濫設を招いて行政の複雑化をきたし、更に国の各般の行政運営上の不備、府県と市町村との機能の重複等と相まって、国及び地方を通ずる行政の総合的、効率的な運営を妨げ、経費の濫費を伴うこととなった。

このように現行府県制度は、区域の点においても、また、性格及び組織の面に

においても、幾多の欠陥を有しているため、これらの欠陥を是正し、前述の要請に応ずるため、根本的な改革を行なうことが必要である。

以上のような見地において、基礎的地方公共団体たる市町村の充実強化を図ることによって、日本国憲法の基本理念たる地方自治の本旨の実現に資するとともに、現行府県はこれを廃止し、国と市町村との間には、いわゆるブロック単位に、新たに中間団体及び国の総合地方出先機関を設置し、同一人をもって両者の首長及び必要な補助職員とする等の方法により、その一体的総合的運営を確保し、もって、国及び地方を通ずる総合的な行政運営の体制を確立することが、行政の効率化の要請とわが国情に即した国政と地方自治の調整の見地より、最も妥当な方法であると考えられる。

なお、当調査会としては、このような地方制度の改革を行なうと同時に、あわせて国の行政事務処理方式及び中央行政機構についても根本的に再検討を加え、もってわが国の行政組織及びその運営の全般について整備改善を図ることが必要であると考えられる。

第 2 府県制度改革の具体的方策

1. 現行府県は、廃止すること。
2. 国と市町村との間に、次のような中間団体を置くこと。

- (1) 名称

中間団体の名称は、「地方」（仮称）とすること。

- (2) 性格

「地方」は、地方公共団体としての性格と国家的性格とをあわせ有するものとする。

- (3) 区域

「地方」の区域は、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を総合的に勘案して、全国を7ないし9ブロックに区分した区域によること。なお、現行

府県の区域は、原則として分割しないものとするが、必要がある場合は分割することを認めること。

(4) 組織

[1] 「地方」に議決機関として議会を置く

- ① 各「地方」の議会の議員の定数は40人から120人までの範囲内において人口に応じて定めること。
- ② 議会の議員は、「地方」の住民が、都市又は郡市を合せた区域を選挙区として直接選挙することとし、その任期は四年とすること。

[2] 「地方」に執行機関として「地方長」（仮称）を置くこと。

- ① 「地方長」は、「地方」の議会の同意を得て内閣総理大臣が任命すること。
- ② 「地方長」は、国家公務員とし、その任期は3年とすること。
- ③ 「地方長」は、地方行政に関するすぐれた識見を有し、かつ、政党その他の政治的団体の構成員でないことを要するものとする。
- ④ 「地方」の議会は、内閣総理大臣に対し「地方長」の罷免を請求することができることとし、内閣総理大臣は、正当な理由があると認めるときはこれを罷免するものとする。ただし、議会は、「地方長」の就任後一年間又は罷免の請求の議決後一年間は、罷免の請求をすることができないものとする。
- ⑤ 内閣総理大臣は、職務上の義務違反等一定の要件に該当する場合においては、任期中であっても「地方長」を罷免することができるものとする。

[3] 「地方」には、特定事項に関する裁定、審査等の機能を行なうものを除き、執行機関たる行政委員会を置かないこと。

[4] 「地方」の職員には、国家公務員の身分を有するものと地方公務員の身分を有するものを併用すること。

[5] 現在の府県庁の所在地その他適当な地に「地方」の支分庁を置くこと。

(5) 事務

[1] 「地方」又はその機関は、現在国が処理している事務のうち、「地方」又はその機関に移譲することができるもの、及び現在府県又はその機関が処理している事務で市町村又はその機関に移譲することができないものを処理すること。

[2] 現在国の地方出先機関が処理している事務は、極力「地方」又はその機関に移譲し、これに伴い、当該地方出先機関は廃止すること。

[3] 現在府県又はその機関が処理している事務のうち、市町村又はその機関に移譲することができるものは、極力市町村又はその機関に移譲すること。
なお、現在国が処理している事務についても、できるだけ市町村への移譲を考慮すること。この場合において、市町村の規模及び能力に応じて、移譲する事務に差異を設けることができるものとする。

[4] 現在府県が設置している各種施設については、これを「地方」に移管することに伴い、根本的な統合整備を図ること。

[5] 「地方」は、その処理する事務につき、条例又は規則を制定することができるものとする。

(6) 財政

[1] 「地方」は、課税権を有するものとし、その賦課徴収の事務は極力簡素化すること。

[2] 「地方」の独立財源を充実し、あわせて財政調整の方法を考慮すること。

[3] 「地方」は、起債能力を有するものとする。

3. 「地方」の区域を管轄区域とする国の総合地方出先機関（「地方府」（仮称））を置くこと。

(1) 「地方府」の首長は、「地方」の執行機関たる「地方長」をもってあてること。

(2) 国の地方出先機関のうち、その処理する事務を「地方」又はその機関に移

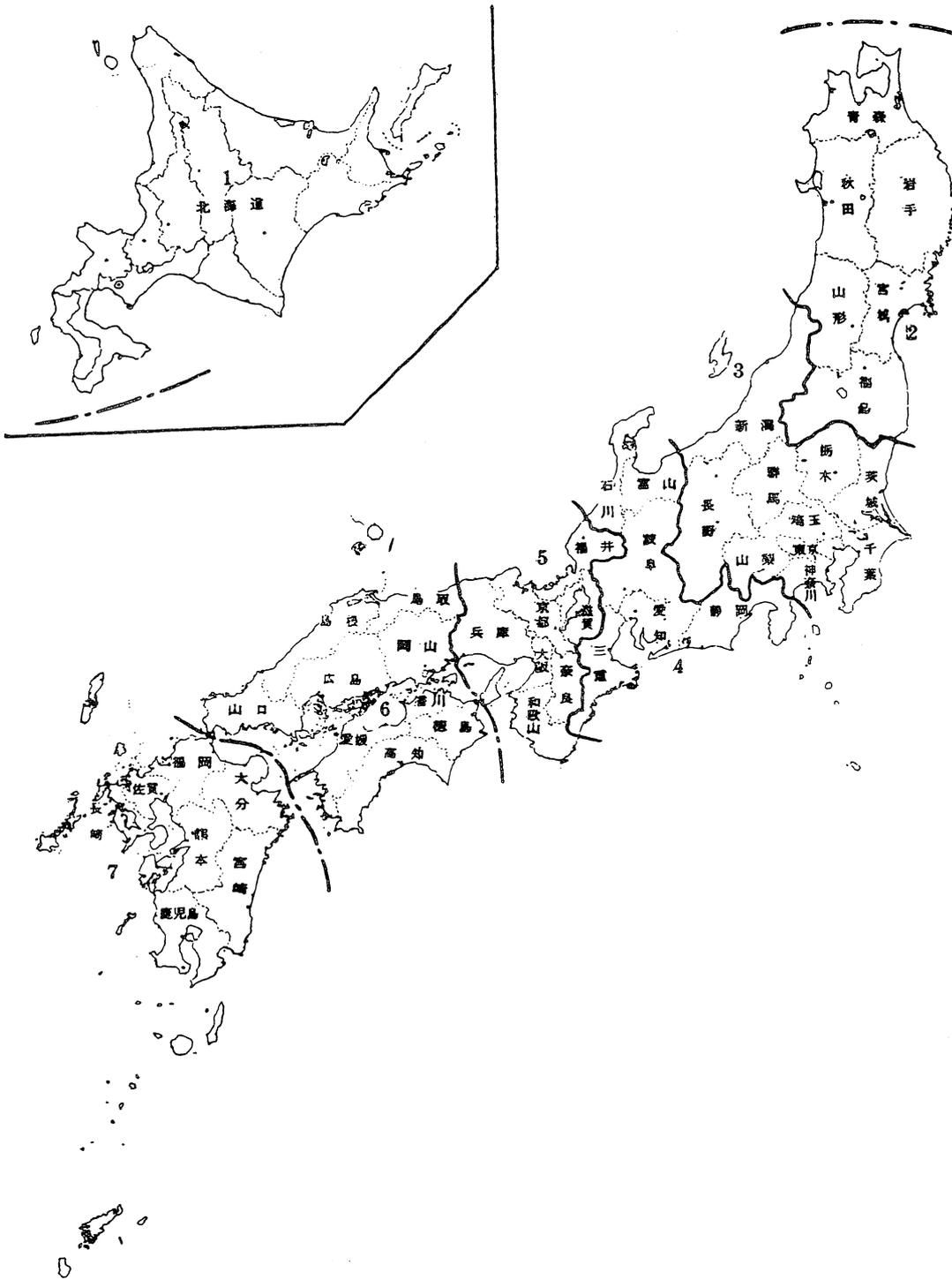
譲ることができないものは、原則として「地方府」に統合すること。

4. 大都市制度及び首都制度の取扱いについては、次のとおりとすること。
 - (1) 大都市行政の運営の合理化を図るため、事務配分の特例その他事務処理上の特例を考慮すること。
 - (2) 首都制度については別途考究するものとし、「地方」の設置に伴い、現行特別区の存する区域については、基礎的地方公共団体を設ける等必要な調整を講ずること。

(備考)

府県制度の改革に伴い、国の中央、地方を通ずる行政事務処理方式及び国の中央行政機構の全般にわたる改革についても、根本的に検討を加えること。

第一案(7「地方」)



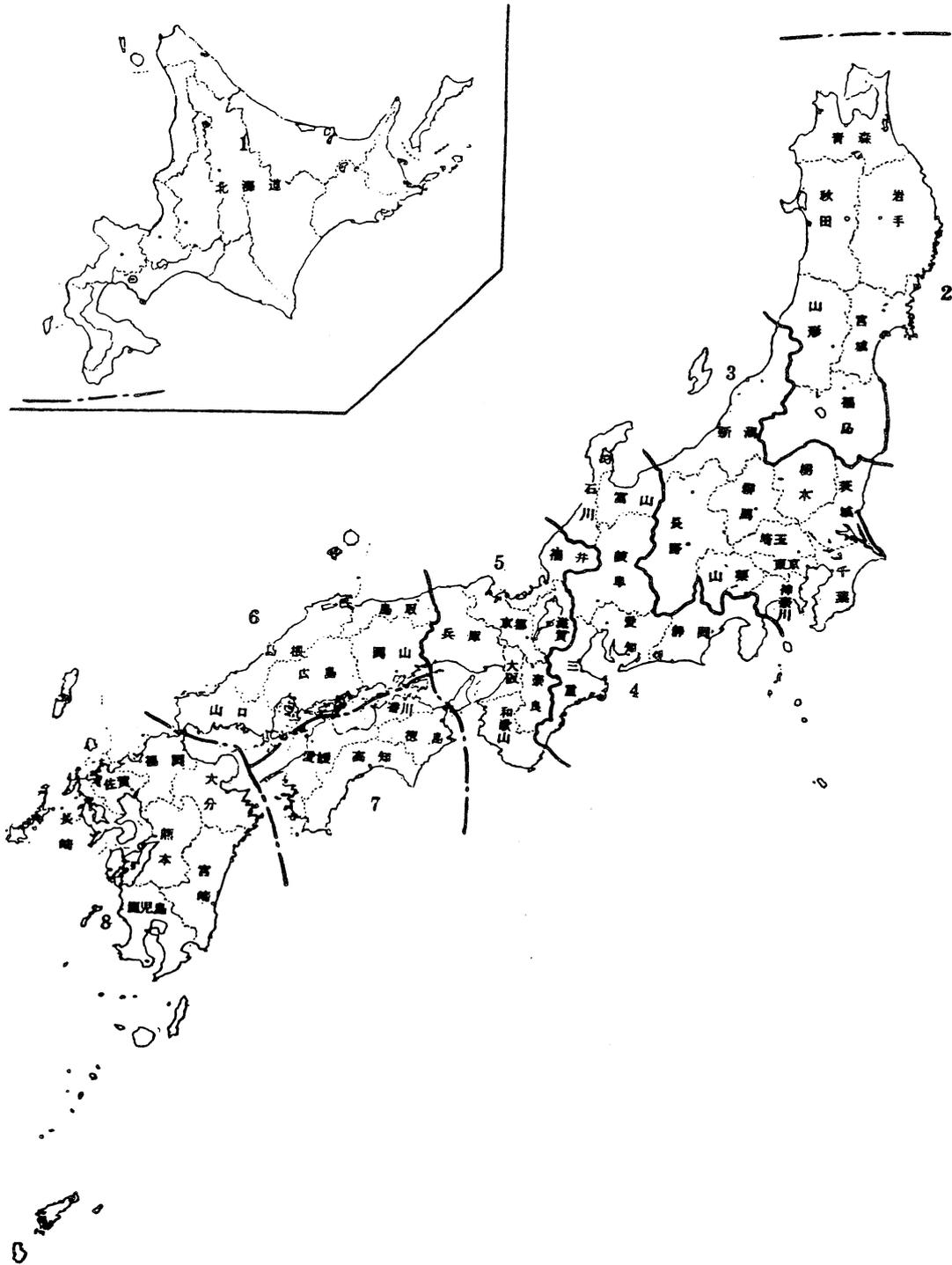
(参考一) 「地方」の区域に関する試案

(備考) 新潟、長野、福井、三重の諸県又はその一部の区域の所属については、なお、検討を要する。

事項 単位 区分	人 口	面 積	国 民 所 得		租 税 負 担 額	
			総 額	一人当り	総 額	一人当り
	人	km ²	百万円	円	百万円	円
1	4,773,087	78,486.06	332,409	69,642	50,739	10,630
2	9,334,442	66,839.13	414,263	44,380	61,052	6,541
3	25,951,258	62,762.66	1,999,095	77,031	442,657	17,057
4	11,476,139	37,527.22	729,807	63,593	133,409	11,625
5	13,565,885	31,478.97	1,097,413	80,895	259,001	19,092
6	11,237,251	50,467.18	630,616	56,118	91,497	8,142
7	12,937,467	42,044.29	684,991	52,946	104,036	8,041

- (注) 1. 人口は、昭和30年国勢調査による。
2. 面積は、昭和30、31年版日本統計年鑑による。
3. 国民所得は、昭和28年度国民経済研究協会調による分配所得である。
4. 租税負担額は、昭和31年5月31日現在における、「昭和30年度国税収納済額」（国税庁調）、「昭和30年度道府県税徴収実績調（決算見込額）中収入額」（自治庁調）及び「昭和30年度市町村税徴収実績に関する調中収入額」（自治庁調）の合算額による。なお、租税負担額には、関税、とん税、国民健康保険税及び専売益金は含まれていない。

第二案(8「地方」)

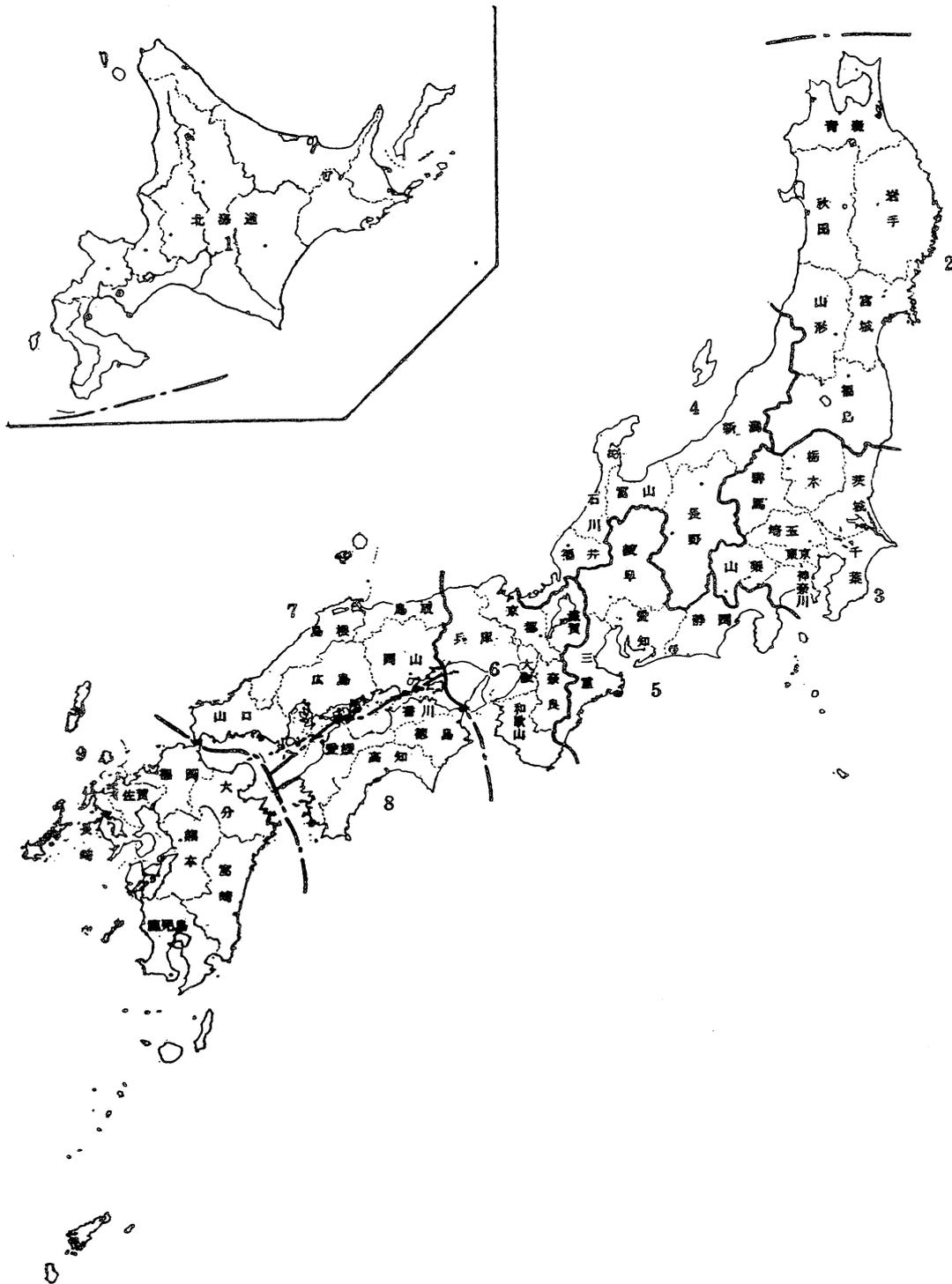


(備考) 新潟、長野、福井、三重の諸県又はその一部の区域の所属については、
なお、検討を要する。

事項 単位 区分	人口	面積	国民所得		租税負担額	
			総額	一人当り	総額	一人当り
	人	km ²	百万円	円	百万円	円
1	4,773,087	78,486.06	332,409	69,642	50,739	10,630
2	9,334,442	66,839.13	414,263	44,380	61,052	6,541
3	25,951,258	62,762.66	1,999,095	77,031	442,657	17,057
4	11,476,139	37,527.22	729,807	63,593	133,409	11,625
5	13,565,885	31,478.97	1,097,413	80,895	259,001	19,092
6	6,992,008	31,695.13	425,279	60,824	66,420	9,499
7	4,245,243	18,772.05	205,337	48,369	25,077	5,907
8	12,937,467	42,044.29	684,991	52,946	104,036	8,041

- (注) 1. 人口は、昭和30年国勢調査による。
2. 面積は、昭和30、31年版日本統計年鑑による。
3. 国民所得は、昭和28年度国民経済研究協会調による分配所得である。
4. 租税負担額は、昭和31年5月31日現在における、「昭和30年度国税収納済額」(国税庁調)、「昭和30年度道府県税徴収実績調(決算見込額)中収入額」(自治庁調)及び「昭和30年度市町村税徴収実績に関する調中収入額」(自治庁調)の合算額による。なお、租税負担額には、関税、とん税、国民健康保険税及び専売益金は含まれていない。

第三案(9「地方」)



(備考) 新潟、長野、岐阜、福井、三重の諸県又はその一部の区域の所属については、なお、検討を要する。

事項 単位 区分	人 口	面 積	国 民 所 得		租 税 負 担 額	
			総 額	一人当り	総 額	一人当り
	人	km ²	百万円	円	百万円	円
1	4,773,087	78,486.06	332,409	69,642	50,739	10,630
2	9,334,442	66,839.13	414,263	44,380	61,052	6,541
3	21,456,474	36,561.24	1,740,602	81,123	407,065	18,972
4	7,236,147	38,908.25	415,521	57,423	59,379	8,206
5	9,488,831	29,074.26	612,247	64,529	115,644	12,187
6	12,811,830	27,225.10	1,057,945	82,576	252,980	19,746
7	6,992,008	31,695.13	425,279	60,824	66,420	9,499
8	4,245,243	18,772.05	205,337	48,369	25,077	5,907
9	12,937,467	42,044.29	684,991	52,946	104,036	8,041

- (注) 1. 人口は、昭和30年国勢調査による。
2. 面積は、昭和30、31年版日本統計年鑑による。
3. 国民所得は、昭和28年度国民経済研究協会調による分配所得である。
4. 租税負担額は、昭和31年5月31日現在における、「昭和30年度国税収納済額」（国税庁調）、「昭和30年度道府県税徴収実績調（決算見込額）中収入額」（自治庁調）及び「昭和30年度市町村税徴収実績に関する調中収入額」（自治庁調）の合算額による。なお、租税負担額には、関税、とん税、国民健康保険税及び専売益金は含まれていない。

(参考2)

事務配分及び国の地方出先機関の整理統合に関する試案

1. 現在府県又はその機関が処理している事務のうち、市町村又はその機関に移譲するものとして、たとえば、次のような事務につき、検討を加えること。

- (1) 社会福祉に関する事務
- (2) 保健衛生に関する事務
- (3) 農業改良及び植物防疫に関する事務
- (4) 建築基準に関する事務
- (5) その他住民の日常生活に直結する事務

2. 「地方」又はその機関にその所掌事務を移譲し又は「地方府」に統合される国の地方出先機関として、たとえば、次のようなものにつき、検討を加えること。

- (1) 管区警察局
- (2) 調達局及び連絡事務所
- (3) 管区行政監察局及び地方行政監察局
- (4) 北海道開発局（北海道の場合）
- (5) 法務局及び地方法務局
- (6) 財務局及び財務部
- (7) 地区麻薬取締官事務所
- (8) 農地事務局
- (9) 統計調査事務所
- (10) 食糧事務所
- (11) 通商産業局
- (12) 海 運 局
- (13) 港灣建設局
- (14) 陸 運 局

- (15) 労働基準局及び労働基準監督署
- (16) 婦人少年室
- (17) 公共職業安定所
- (18) 地方建設局

地方制度の改革に関する少数意見

第1 地方制度改革の基本方針

およそ制度の根本的改革を論ずるに当っては、制度の欠陥から生ずる弊害にのみ眼を奪われることなく、常に制度の有する長所及び短所を正しく把握し、欠陥はこれを是正するとともに、長所はこれをますます伸張するように努めることをもって、その基調とすべきものとする。しかして、わが国の地方制度は、戦後、日本国憲法の理念に基き民主化され、なかんずく、府県は、知事の公選、職員の地方公務員への身分の切替、各種行政委員会制度の採用等により、その面目を全く一新し、10年後の今日においては、地方制度はようやく安定してきたと認めることができる。もちろん、現行地方制度についても欠陥は認められるが、その多くは国の地方自治に対する理解の不十分及び地方公共団体自体における運営の未習熟に基づくものと考えられるのであって、地方制度の欠陥はすべて制度そのものに内在するものと判断して、その根本的建前の改革を主張することは、現行制度のもつ意義を没却するものであり、わが国政の将来のためにとることができない。

今日、地方制度の改革を検討するに際しては、まず第一に、戦後その面目を一新した地方制度の根本精神をあくまで尊重し、それがわが国の民主政治の確立の上に果たした役割を高く評価し、これを一層伸張せしめることに基調を置かなければならない。この基調に立って、制度の欠陥を是正するとともに近代的な行政の要請に即応する体制を確立するために必要な最少限度の改革に止めるべきことが至当であるとする。したがって、府県を市町村とともに完全自治体としている

現行地方制度の根本的建前については、これを改革する必要を認めないのみならず、今後においても変更を加えるべきではない。ただ、今日やや欠けるところがあるとされている国と地方との利害の調整の問題については、国家的性格の強い事務の処理に関し国の関与の方法に検討を加え、現行制度よりも更に簡素な方法を設けることにより解決すべきものとする。

第二に、現行府県の区域については、時代の進展に即応せしめることを考えなければならぬ。すなわち、現在の府県の区域は、明治以来60余年間全く変化がなく、その間における社会、経済、文化、交通、通信等の著しい発達にそぐわないのみならず、その発達は、地域的に必ずしも均衡がとれず、これがため、府県相互の間に近代的行政を遂行するうえで著しい能力の不均衡が生じてきている。更に、限られた国土にぼう大な人口を擁するわが国にとって、資源の徹底的開発利用、産業立地条件の整備その他国土の総合的開発の要請は、将来ますます強くなるのであって、このため、広域的行政を効率的に処理することができる体制を確立する必要がある。この見地から、現行府県の区域については、おおむね三、四の府県の統合によりその区域を広域化し合理化しなければならないと考える。

第三に、府県の果すべき機能を明確にしなければならない。今日、地方制度における行政の非効率とこれに伴う国民負担の過重は、市町村と府県との二重構造に由来するといわれているのであるが、これは、両者が完全自治体であることによるものではなく、むしろ、両者の担当すべき機能に重複と混同があることからくる欠陥である。したがって、市町村と府県の機能を明確に区分し、市町村は住民の身近においてその日常生活に直結する事務を自主的に処理し、府県はより広域にわたる事務及び統一を保持し一定水準を維持する必要がある事務を自主的に処理する体制を確立するならば、おのずからこの欠陥は是正されて、二重構造の弊は除去されるものとする。なお、あわせて現在国が処理している事務についても、できる限りこれを地方公共団体又はその機関に移譲することにより、地方住民の意向を反映し、地方の実情に即した行政を行なうことができるようにし

なければならぬ。このために、国、府県及び市町村を通ずる事務の合理的配分を行なうとともに、これらの事務処理の裏付けをなす財源の配分について検討を加えなければならぬ。

なお、最近における町村合併の結果、市町村はおおむね適正な規模となり、その行財政能力は著しく強化されたのであるが、なお現段階においては、市町村が適切に処理することができない事務の存することは否定しえないので、府県は、当分の間、過渡的に市町村の能力を補完する機能を担当することもやむをえないものとする。

当調査会は、前に述べたような改革の基本方針のもとに検討を重ねた結果、府県制度を中心とする地方制度の改革については、次に述べるような具体的方策をとることが適切妥当な方法であるとの結論に達した。

第2 府県制度改革の具体的方策

現行府県の完全自治体としての性格は、これを維持しつつ、おおむね三、四の府県を統合して府県の区域を再編成するとともに、国、府県及び市町村を通じて事務の合理的配分を行ない、各々の機能を相互の重複なく、十分に発揮させるような体制を確立する。

1. 名称

統合された団体の名称は、「県」（仮称）とすること。

2. 区域

「県」の区域は、自然的、社会的、経済的、文化的諸条件を総合的に勘案し、かつ、「県」をできるだけ相互に均衡のとれた能力を有する団体とすることを目的として、おおむね三、四の府県を統合した区域によるものとする。なお、現行府県の区域は、必要により分割すること。

3. 組織

(1) 「県」の議会の議員の定数は、五十人から百人までの範囲内において人口

に応じて定めるものとし、現行どおり住民が直接選挙すること。

- (2) 知事は、現行どおり住民の直接選挙によるものとし、その任期は四年とするが、引き続き再選を認めないこと。
- (3) 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会等の行政委員会は、原則として存置すること。
- (4) 「県」の支分庁は、原則として置かないこととすること。ただし、当分の間、必要な地に簡素な支分庁を置くことができるものとする。

4. 事務

- (1) 現在府県又はその機関が処理している事務のうち、社会福祉、保健衛生その他住民の日常生活に直結する事務は、基礎的地方公共団体たる市町村又はその機関に移譲するとともに、「県」は市町村と異なり、次に掲げるような事務を担当する地方公共団体とすることにより、市町村と「県」が、相互に機能を異にしつつ民意に即した行政を行なうものとする。

- ① 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業その他広域にわたる事務
- ② 義務教育その他の教育の水準の維持、警察の管理及び運営その他統一的処理を必要とする事務

なお、市町村の行財政能力の現段階にかんがみ、事務の移譲については、市町村の規模能力に応じて差異を設けることができることとする。また、「県」は、過渡的に市町村の能力を補完する機能を担当することができるものとする。

- (2) 現在国が処理している事務のうち、「県」若しくはその機関又は市町村若しくはその機関に移譲することができるものは、極力移譲を考慮すること。なかんずく、統計調査事務所、食糧事務所、労働基準局、労働基準監督署、婦人少年室、公共職業安定所等において所掌している事務は、「県」又はその機関に移譲し、その他の国の地方出先機関の所掌にかかる事務もできる限り移譲し、これに伴い、当該出先機関は廃止するか又は「県」に統合すること。

(3) 現在府県の機関に委任されている国の事務は、できるだけ「県」の自治事務とすること。

(4) 「県」又はその機関の処理する事務のうち、国家的性格の強いものについては、違法な処分を認め、又は違法に処分を行なわない場合の代執行について現行制度よりも更に簡素な制度を設けることにより、国家目的の達成に遺憾をからしめること。

5. 財政

(1) 事務の再配分に伴い、裏付けとなるべき財源の配分を考慮すること。

(2) 行政の水準及び財政の均衡を維持するため、財政調整の制度は、合理化して存置すること。

6. 大都市制度

大都市行政の運営の合理化を図るため、事務配分の特例その他事務処理上の特例を考慮すること。

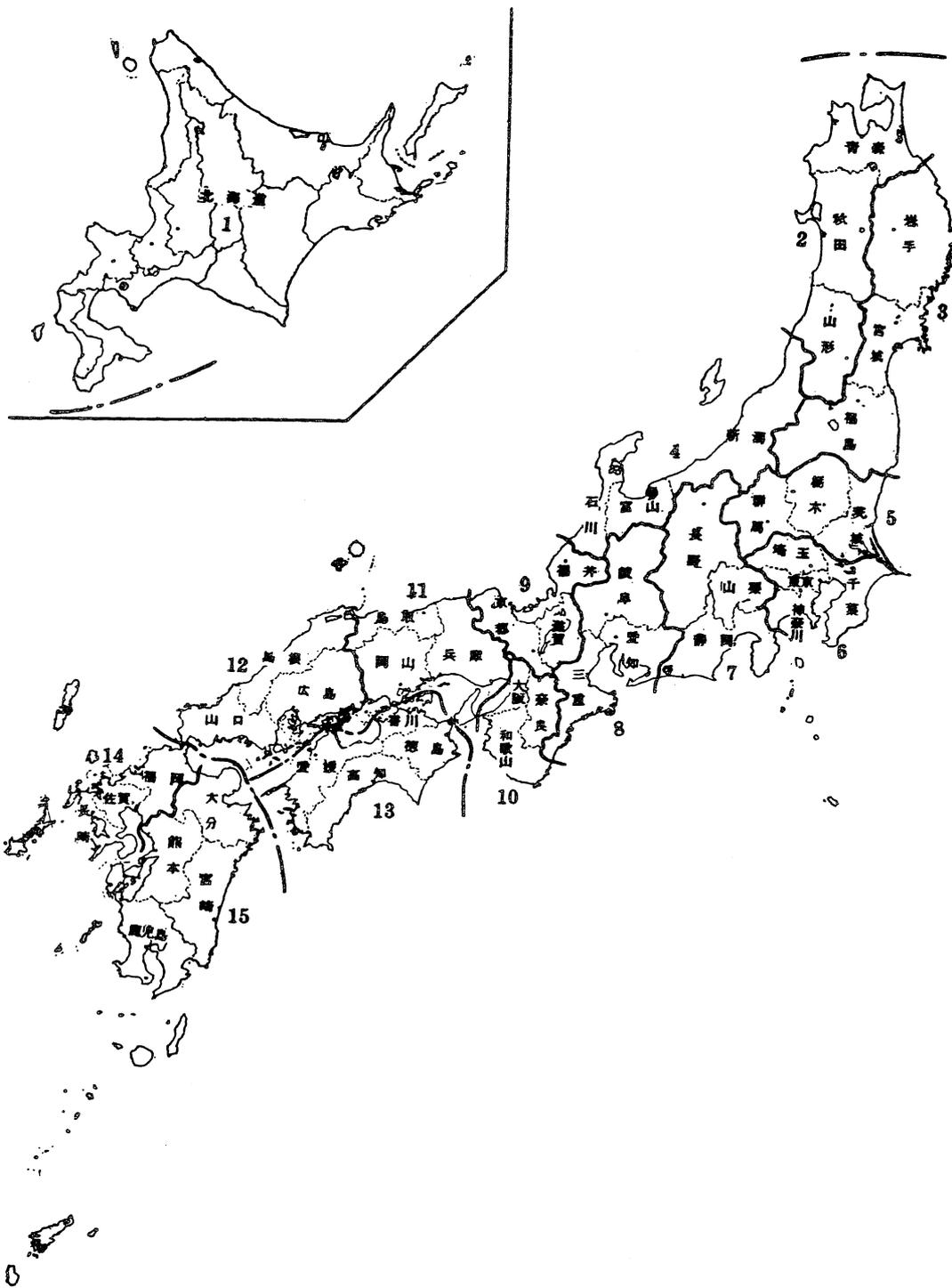
7. 首都制度

特別区の存する区域を中心とした合理的区域をもって、別途首都制度を考究すること。

(備考)

府県制度の改革に伴い、国の中央行政機構の改革について、根本的に検討を加えること。

第一案(15「県」)

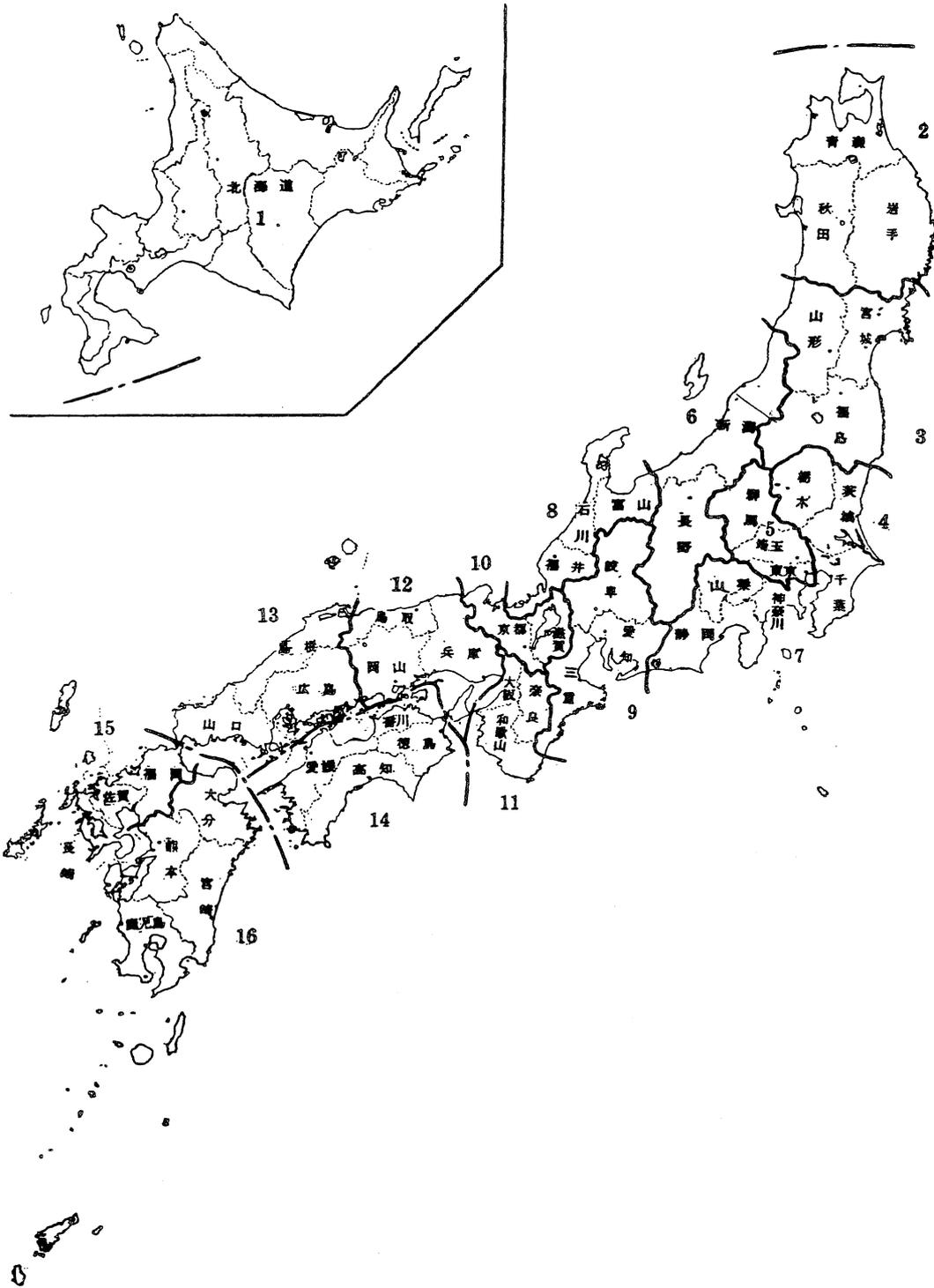


(参考一)「県」の区域に関する試案

事項 単位 区分	人 口	面 積 km ²	国民所得		租税負担額	
			総額	一人当り	総額	一人当り
			百万円	円	百万円	円
1	4,773,087	78,486.06	332,409	69,642	50,739	10,630
2	4,085,043	30,569.88	196,956	48,214	26,814	6,564
3	5,249,399	36,269.25	217,307	41,397	34,236	6,522
4	4,460,800	21,023.42	284,869	63,860	38,340	8,595
5	5,225,166	18,865.18	213,555	40,870	31,807	6,087
6	15,424,264	13,232.50	1,495,897	96,983	370,994	24,053
7	5,478,771	25,865.65	285,978	52,197	50,940	9,297
8	6,838,396	21,303.13	448,603	65,601	83,982	12,281
9	3,542,950	12,911.65	251,360	70,947	43,518	12,283
10	6,401,988	10,235.00	567,052	88,574	139,674	21,817
11	5,025,006	18,879.82	415,805	70,178	92,121	15,548
12	4,687,949	21,147.63	288,475	61,535	50,103	10,688
13	4,245,243	18,772.05	205,237	48,345	25,076	5,907
14	6,581,109	11,380.06	407,078	61,856	68,355	10,387
15	6,356,358	30,664.23	279,913	43,772	35,677	5,613

- (注) 1. 人口は、昭和30年国勢調査による。
2. 面積は、昭和30、31年版日本統計年鑑による。
3. 国民所得は、昭和28年度国民経済研究協会調による分配所得である。
4. 租税負担額は、昭和31年5月31日現在における、「昭和30年度国税収納済額」（国税庁調）、「昭和30年度道府県税徴収実績調（決算見込額）中収入額」（自治庁調）及び「昭和30年度市町村税徴収実績に関する調中収入額」（自治庁調）の合算額による。なお、租税負担額には、関税、とん税、国民健康保険税及び専売益金は含まれていない。

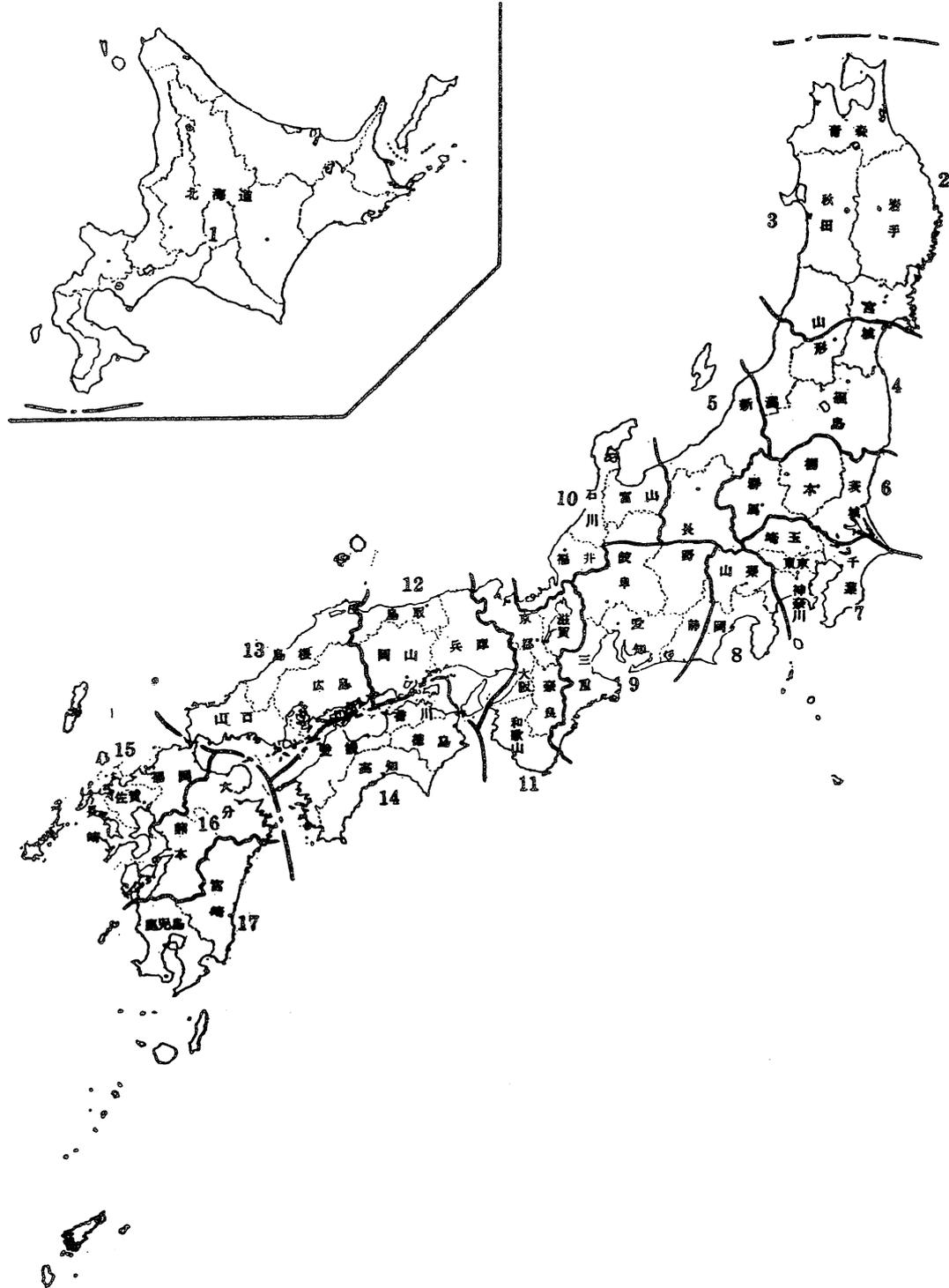
第二案 (16「県」)



事項 単位 区分	人 口	面 積	国 民 所 得		租 税 負 担 額	
			総 額	一人当り	総 額	一人当り
	人	km ²	百万円	円	百万円	円
1	4,773,087	78,486.06	332,409	69,642	50,738	10,630
2	4,158,491	36,468.61	168,691	40,565	25,478	6,127
3	5,175,951	30,370.52	245,572	47,445	35,572	6,873
4	5,816,677	17,063.22	260,717	44,822	37,384	6,427
5	11,913,256	12,173.33	1,211,131	101,662	298,013	25,015
6	4,494,784	26,201.42	258,493	57,510	35,591	7,918
7	6,376,976	14,695.82	432,398	67,806	103,329	16,203
8	2,741,363	12,706.83	157,028	57,281	23,787	8,676
9	6,838,396	21,303.13	448,603	65,601	83,982	12,281
10	2,788,895	8,657.78	211,892	75,977	37,498	13,445
11	6,401,988	10,235.00	567,052	88,574	139,674	21,817
12	5,925,006	18,879.82	415,805	70,178	92,121	15,548
13	4,687,949	21,147.63	288,475	61,535	50,103	10,688
14	4,245,243	18,772.05	205,237	48,345	25,076	5,907
15	6,581,109	11,380.06	407,078	61,856	68,355	10,387
16	6,356,358	30,664.23	277,913	43,772	35,677	5,613

- (注) 1. 人口は、昭和30年国勢調査による。
2. 面積は、昭和30、31年版日本統計年鑑による。
3. 国民所得は、昭和28年度国民経済研究協会調による分配所得である。
4. 租税負担額は、昭和31年5月31日現在における、「昭和30年度国税収納済額」（国税庁調）、「昭和30年度道府県税徴収実績調（決算見込額）中収入額」（自治庁調）及び「昭和30年度市町村税徴収実績に関する調中収入額」（自治庁調）の合算額による。なお、租税負担額には、関税、とん税、国民健康保険税及び専売益金は含まれていない。

第三案(17「県」)



(参考2)

事務配分及び国の地方出先機関の整理統合に関する試案

1. 現在府県又はその機関が処理している事務のうち、市町村又はその機関に移譲するものとして、たとえば、次のような事務につき検討を加えること。
 - (1) 社会福祉に関する事務
 - (2) 保健衛生に関する事務
 - (3) 農業改良及び植物防疫に関する事務
 - (4) 建築基準に関する事務
 - (5) その他住民の日常生活に直結する事務
2. 現在国が処理している事務のうち、「県」又はその機関に移譲するものとして、たとえば、次のような事務につき検討を加えること。
 - (1) 社会福祉法人の設立の認可その他の監督
 - (2) 水道事業の認可その他の監督
 - (3) 医薬品等製造業者、毒物劇物製造業者等の登録その他の監督
 - (4) 蚕種製造業者等の許可その他の監督
 - (5) 漁港の指定等の事務
 - (6) 計量器の製造業者等の許可その他の監督
 - (7) 火薬類の製造業者等の許可その他の監督
 - (8) 都市計画及び都市計画事業の決定
 - (9) 建築用途地域等の指定
3. 現在国が処理している事務のうち、市町村又はその機関に移譲するものとして、たとえば、民生委員の任免のような事務につき検討を加えること。
4. 事務配分に伴い廃止され又は「県」に統合される国の地方出先機関として、答申中に掲げるもののほか、たとえば、次のようなものにつき検討を加えること。
 - (1) 管区警察局

- (2) 調達局連絡事務所
- (3) 地方行政監察局
- (4) 北海道開発局（北海道の場合）
- (5) 地方法務局
- (6) 財 務 部